

令和8年8月千葉豪雨災害義援金の募集について

令和8年8月千葉豪雨により被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。

ご協力いただける場合は、埼玉県共同募金会川口市支会（川口市社会福祉協議会）の窓口にお越しいただくか、千葉県共同募金会への振込みとなります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1 募金種別及び募集期間

**令和8年8月千葉豪雨災害義援金
（千葉県共同募金会）**

令和8年8月21日（金）から令和8年11月30日（月）まで

2 受付方法

（1）現金の場合…埼玉県共同募金会川口市支会での受付

①募金箱の設置…青木会館 2 階 地域福祉課

②窓口での受付…青木会館 2 階 地域福祉課

（2）振込みの場合…千葉県共同募金会へ直接のお振込みとなります。

※振込先は次頁の千葉県共同募金会要綱を参照。

3 注意事項

- ・災害義援金の受付は窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集は災害義援金のみの取り扱いとなります。

4 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会
（川口市社会福祉協議会 地域福祉課）

川口市青木3-3-1 青木会館2階 地域福祉課

TEL048-252-1294

「令和8年8月千葉豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人千葉県共同募金会

1 趣旨

令和8年8月千葉豪雨により、千葉県では浸水等により多数の家屋被害等が発生し、25市町において災害救助法が適用されました。

これを受けて千葉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称令和8年8月千葉豪雨災害義援金

3 受付期間

令和8年8月21日（金）から令和8年11月30日（月）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	(普)3495585	社会福祉法人千葉県共同募金会
京葉銀行	本店営業部	(普)3286924	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉興業銀行	本店営業部	(普)1081550	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉信用金庫	千葉駅北口支店	(普)0702826	社会福祉法人千葉県共同募金会
各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00180-5-605777	千葉県共募令和8年8月千葉豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。		

*振込通知書の空欄に義援金の名称をご記入ください。

*上記以外の銀行からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する災害義援金配分委員会を通じて、被災地の重傷者・全半壊等の被害を被った世帯に対し、見舞金として支給します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和8年8月千葉豪雨災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

8 お問い合わせ

社会福祉法人千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4－5 千葉県社会福祉センター 4 階

TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338

E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行する。